

尾道市 子育て支援課 現況手続に関するよくある質問

No	質問	回答
1	自営業の場合は、就労証明書の他に何を提出すればよいのですか。	確定申告書又は市民税申告書の控え（専従者は事業専従者であることがわかるもの）、開業届（開業1年以内の方及び開業予定の方）等の写しを提出してください。
2	就労証明書に記入漏れがありました。自分で追記してもいいですか。	就労証明書の内容については証明者が事実に基づき記入するものであり、刑法上の罪に問われる場合がありますので、絶対に行わないでください。保護者自身で記入したことが発覚し、確認された場合はその証明は無効となります。記入漏れ等については、市から事業所へ問い合わせます。
3	採用されて間もない（もしくは採用予定の）ため、就労証明書の「就労実績」欄は空白でいいですか。	事業主に対し、就労開始後3か月分の見込みの就労実績の記入を依頼して提出してください。
4	法定育児休業取得中のため、就労証明書の「就労実績」欄が空白（または0円）でもいいですか。	事業主に対し、育児休業取得前3か月分の就労実績の記入を依頼し、提出してください。
5	就労証明書には給与明細書などの添付書類は必須ですか。	被雇用者（株式会社・有限会社・官公庁・法人等に勤務し、第三者が証明する場合）は、添付書類の提出は必要ありません。 自営業等従事者（個人事業・農業・漁業・下請業など）は、次の書類の写しをいずれか一つ添付してください。 ・ 確定申告書 ・ 市民税申告書 ・ 開業届（開業1年以内の方及び開業予定の方） ・ 専従者は、専従従事者であることがわかる書類
6	介護状況申立書の添付書類は全てを添付する必要がありますか。	ケアプランのうち、「週間サービス計画書」の写し、要介護者の介護保険証、障害者手帳、診断書の写しのいずれか一つを添付してください。
7	要件を証明する書類に誤りがありました。訂正はどのようにすればよいですか。	修正は二重線で行ってください。修正テープや修正液は使用しないでください。修正テープや修正液を用いた修正は、再提出をお願いする場合があります。なお、就労証明書の内容に関する修正は必ず事業主が行ってください。
8	証明書等を添付するデータに制限がありますか。	書類を撮影した画像データ（JPEG、PNG等）が添付可能です。 また添付ファイルの合計サイズに上限（20MB）があります。 上限に達した場合は、上限に達した旨のメッセージが出ますので、まず20MB以下になるように添付ファイルを調整し、手続きを完了させてください。 手続を完了後、添付が出来なかったファイルがある方は、確認メールに記載もしくは次のURLより追加資料をアップロードしてください。 https://apply.e-tumo.jp/city-onomichi-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=26319
9	就労証明書が期限までに間に合わない場合はどうすればよいですか。	求職活動申立書に次の項目を記入いただき、電子申請手続きを完了させてください。 後日、正式な就労証明書が届き次第、追加書類として、No8の追加資料アップロード手順に沿ってご提出ください。 【記入事項】 ・ 会社名 ・ 勤務地 ・ 会社の連絡先 ・ 1日の就労時間 ・ 1か月の就労日数 ・ 提出予定時期